

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

○ 関係機関の連携協力/地方公共団体の取組に対する支援

・ DV 全国会議の開催

全国の官民担当者が一堂に会し、先進事例等の情報を共有し、官民連携の強化・取組の促進を図る（平成 20 年度～）

・ 市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの運営等に係る状況等調査
下記事項①～③が特別交付税の算定基準に盛り込まれている（平成 20 年度～）。

① 基本計画の策定に要する経費 ② 支援センターの運営等に要する経費

③ 支援センター未設置の市町村が行う緊急時における安全の確保に要する経費

○ 民間団体等との連携

・ 配偶者からの暴力に係る官民連携に関する調査（平成 19 年度）

官民連携に取り組んでいる地方公共団体の好事例を収集・周知

・ 配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業（平成 20 年度～）

民間団体に委託し、全国 6 箇所で開催。全国へ普及。

・ DV 全国会議の開催（平成 20 年度～）

・ 地方公共団体による民間シェルターに対する財政的援助の状況等調査

○ 被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

・ 二次的被害防止を目的とした手引、相談対応マニュアル・研修用教材としての手引の作成

イ 相談体制の充実

○ 配偶者暴力相談支援センターの取組/相談員等の研修の充実

・ 配偶者からの暴力被害者支援セミナーの開催（基礎・応用・管理職セミナー）

・ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザーの派遣

専門的知識・経験を有するアドバイザーからの地域の現状等を踏まえた助言・指導

・ DV 被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV 相談ナビ）（平成 21 年 1 月～）

相談先が分からない被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一ダイヤルにより、最寄りの相談窓口の電話番号、相談受付時間を案内

・ 加害者対応に関する調査研究（平成 20 年度～）

加害者から支援者への接触・妨害行為等について調査研究し、支援者の負担緩和を図る。

ウ 被害者の保護及び自立支援

○ 自立支援

・ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する調査（平成 18 年度）

被害者の状況、求められる支援策の把握

・ 配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業（平成 20 年度～）

エ 関連する問題への対応

○ 交際相手等からの暴力への対応

・ 男女間における暴力に関する調査（平成 20 年度）における被害実態の把握

・ 若年層を対象とした予防啓発教材の開発（平成 20 年度～）

様式 2

2 今後の方向性、検討課題等

ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

- ・官民の連携を図るDV全国会議や配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業等を引き続き実施する。
- ・各種調査等により、地方公共団体及び民間団体の実情及び求められる支援等を把握し、施策に反映させる。

イ 相談体制の充実

- ・支援セミナー、アドバイザー派遣等を引き続き実施する。
交際相手からの暴力に関する相談体制を強化
- ・加害者対応に関する調査研究結果を各相談窓口へ周知し、支援者の負担緩和及び安全な支援環境の実現を図る。

ウ 被害者の保護及び自立支援

- 自立支援
配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業における取組を地方公共団体に普及
- 広域的な連携の推進
広域的な連携の推進に向け、引き続き、DV全国会議等を通じて積極的に好事例等の情報提供を行う。

エ 関連する問題への対応

- 交際相手等からの暴力への対応
 - ・若年層を対象とした予防啓発の実施
 - ・若年層への啓発を適切に行うための指導者の育成（指導者用手引の配布、指導者研修の実施等）
 - ・若年層を対象とした暴力の被害実態と支援状況等の調査（平成 21 年度実施予定）

3 参考データ、関連政策評価等

〈参考データ〉

- 市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの運営等に係る状況等調査（特別交付税の対象となる市町村経費の調査）
申請市町村（平成 20 年度）：89 市区
- 地方公共団体による民間シェルターに対する財政的援助の状況等調査（特別交付税の対象となる財政的援助の調査：平成 20 年度）
都道府県・政令指定都市が把握している民間シェルター：108 施設
地方公共団体による民間シェルターに対する財政的援助の実施について
援助を行っている地方公共団体：21 都道府県、82 市町村
援助を受けている団体：79 団体（延べ 178 団体）
- 配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業
別添「配偶者からの暴力の被害者の居場所づくりスタートアップマニュアル」
- 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する調査（平成 18 年度）
別添参考資料 1 のとおり
- 交際相手からの暴力
別添参考資料 2（平成 20 年度「男女間における暴力に関する調査」（抜粋））のとおり

〈関連政策評価〉

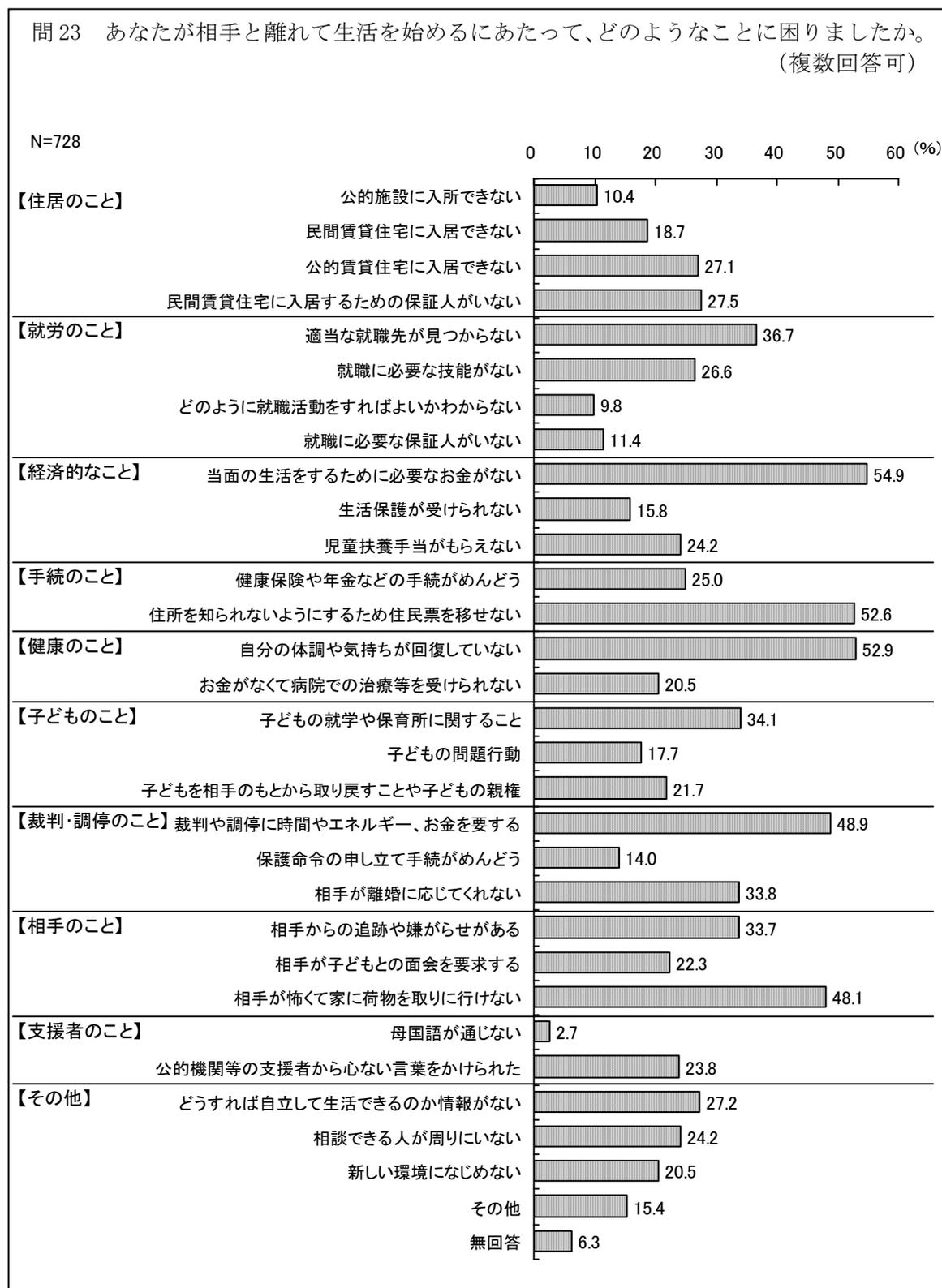
- 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書（総務省平成 21 年 5 月）
別添（「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書（要旨）」）

平成 18 年度「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査報告書」（抜粋）

5 配偶者等と離れて生活するにあたって困ったこと

※配偶者等と離れて生活していると回答した 728 人（生活を共にしたことがない人は除く）に尋ねた。

(1) 離れて生活を始めるにあたっての困難



平成 20 年度「男女間における暴力に関する調査報告書」（抜粋）

Ⅲ 交際相手からの被害経験

1 交際相手からの被害経験

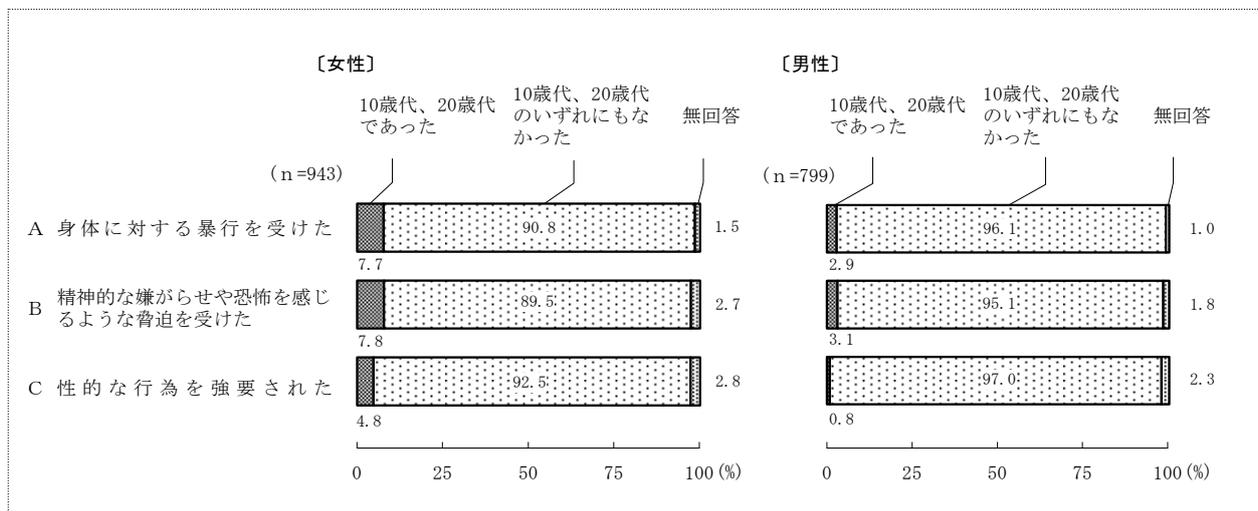
10 歳代から 20 歳代の頃に、「交際相手がいた（いる）」という人（女性 943 人、男性 799 人）に、3 つの行為をあげて、当時の交際相手から被害を受けたことがあるかを聞いた。

“なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた”ことが『10 歳代、20 歳代であった』という人は女性 7.7%、男性 2.9%となっている。

“人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた”ことが『10 歳代、20 歳代であった』という人は女性 7.8%、男性 3.1%となっている。

“いやがっているのに性的な行為を強要された”ことが『10 歳代、20 歳代であった』という人は女性 4.8%、男性 0.8%となっている。

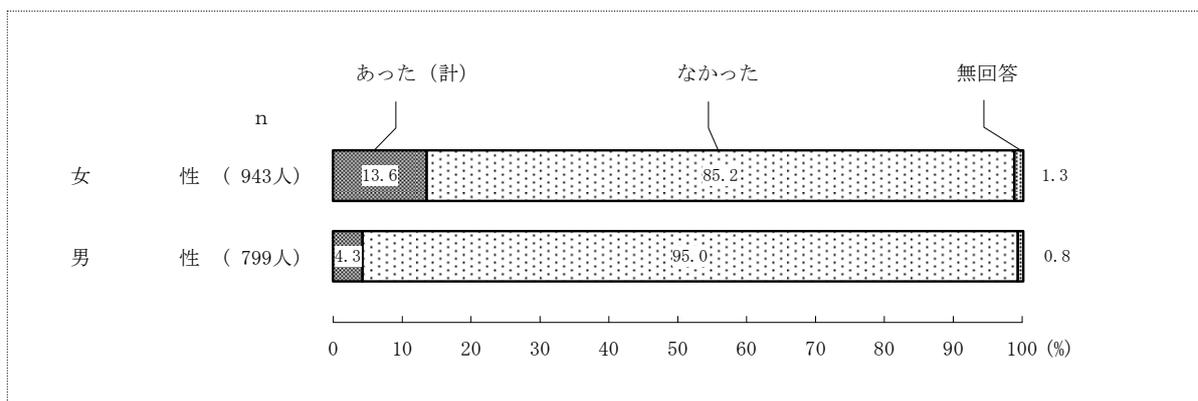
図 13 交際相手からの被害経験



交際相手からの被害経験をまとめてみると、当時の交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかをされたことが『あった』という人は女性 13.6%、男性 4.3%となっている。

図 14 交際相手からの被害経験

－ 10 歳代、20 歳代で「いずれかの行為を 1 つでも受けたことがある」

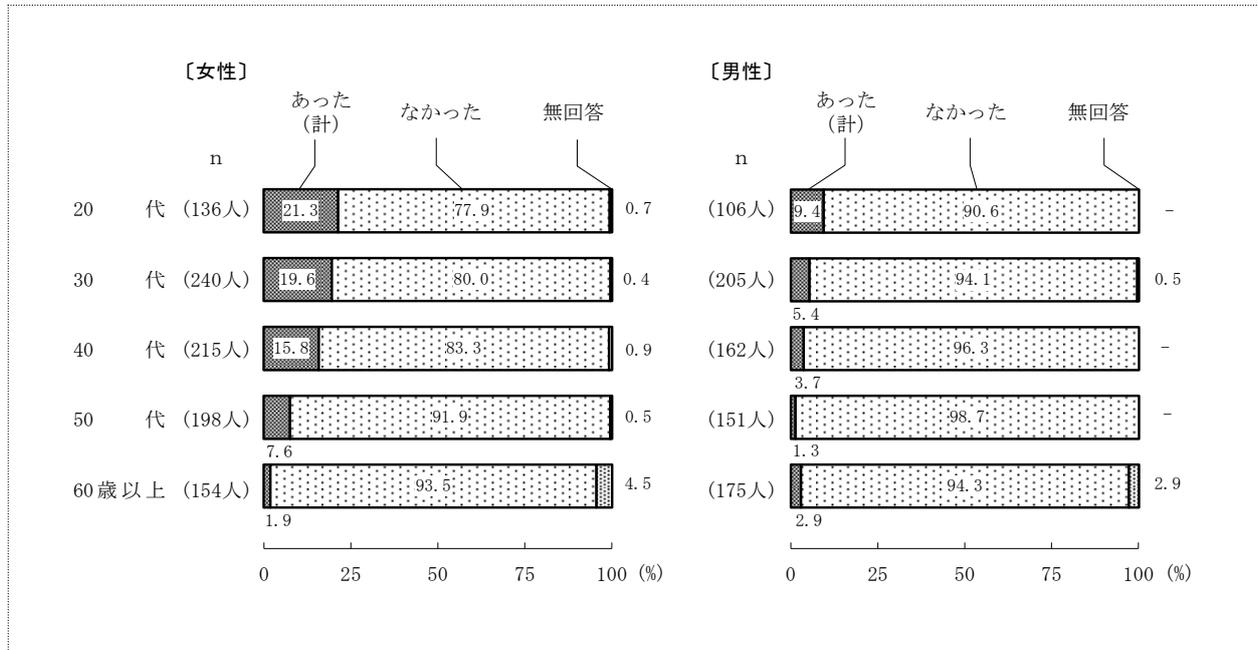


平成20年度「男女間における暴力に関する調査報告書」（抜粋）

さらに、交際相手からの被害経験を性・年齢別にみると、男女とも若年齢層ほど被害経験のある人が多い傾向にあるが、特に女性の20代（21.3%）から30代（19.6%）では約2割が『あった』と回答している。

図15 交際相手からの被害経験

－ 10歳代、20歳代で「いずれかの行為を1つでも受けたことがある」（性・年齢別）



3 命の危険を感じた経験

10歳代から20歳代の頃に、交際相手から何らかの被害を受けたことのある人（女性128人、男性34人）に、その行為によって、命の危険を感じたことがあるかを聞いたところ、命の危険を「感じた」という人は女性で21.9%となっている。一方、該当数は少ないが、男性は34人中1人いる。

図18 命の危険を感じた経験

